

第 7 回議会改革推進協議会 協議概要

- 1 日 時 平成 25 年 1 月 11 日 (水) 午前 10 時から午前 11 時 50 分まで
- 2 会 場 議会棟 3 階 第 1 委員会室
- 3 出席者 (委 員) 宇留間委員長、福谷副委員長、
秋葉委員、小川委員、川岸委員、川村委員、近藤委員、
佐々木 (久) 委員、宍倉委員、白鳥委員、段木委員、
中村委員、福永委員、山田委員、米持委員
(事務局) 大木事務局長 他 12 人
- 4 傍聴者 (議 員) 1 人
(一般傍聴者) 4 人

5 協議事項及び協議結果

(1) 設置要綱の改正について

みんなの党千葉市議団の会派解消に伴い、委員長より、協議会設置要綱第 3 条を改正し、委員数を 16 人から 15 人とし、会派名を削除する案が提示された。事務局の説明後に協議を行い、改正案のとおり了承された。

(2) 第 6 回の協議概要について

資料を配付し、了承を得た。

(3) 議会の災害対策及び活動の体系化について

初めに、正副委員長より「千葉市議会災害対策会議設置要綱 (案)」が提示され、副委員長の説明の後、条文ごとに意見を聴取した。協議の結果、第 2 条 (設置基準) に「高潮特別警報」を追加すること、また、第 3 条 (組織) 中、「各会派幹事長」を「各会派の代表」とすることとなった。その他は案のとおり了承された。

次に、「千葉市議会大規模災害対応の手引き (案)」については、正副委員長が前回の意見を踏まえて修正した「指針 (案)」を提示し、副委員長が修正点を説明した後、項目ごとに意見を聴取し協議を行った。「1 目的」及び「2 基本方針」については、文言修正のみのため、案のとおり了承を得た。「3 大規模災害発生時の対応」では、初動期の会議開催時の対応のイから「揺れがおさまった後」との文言を削除すること、「4 その他」では、議会事務局への連絡方法としてショートメールを追加することとなった。その他は案のとおり了承された。

後日、「大規模災害対応の指針」及び「災害対策会議設置要綱」に、避難所等の情報を掲載した「資料編」を合わせ、「大規模災害対応ハンドブック」として全議員に配付することとなった。

(4) 5分科会審査の検証について

各委員より、「分科会における発言時間について」などの5つの項目について、意見を聴取した結果、

- ①「分科会における発言時間について」は、一括質問、一問一答のいずれも答弁を含み
- ・30分を目安とし、45分を上限とする。
 - ・60分を上限とする。
 - ・制限を設けない。

との意見を会派に持ち帰り検討し、次回、協議することとなった。

- ②「指摘要望事項を調整する場について」は

- ・予算・決算正副委員長、分科会の主査が集まり、指摘要望事項の確認、調整をする。
- ・予算・決算理事会において協議することとし、予算・決算理事会理事、予算・決算正副委員長、分科会主査で確認、調整をする。分科会副主査はオブザーバーとして出席する。

との意見が述べられ、次回、正副委員長案を提案することとなった。

- ③「指摘要望事項を行政に反映できる仕組みについて」は、指摘要望事項の措置状況について

- ・各常任委員会の所管事務調査として、所管局より説明を求める。
- ・分科会の冒頭に説明を求める。

との意見が述べられ、次回、協議することとなった。

- ④「指摘要望事項のまとめ方について」は、局別審査終了後に正副主査案を事前に配付し、本会議散会後（常任委員会終了後）に分科会で協議をする現状の取り扱いとすることを了承した。

- ⑤「予算・決算特委副委員長、分科会副主査のあり方、役割について」は、副委員長・副主査は分科会において発言できることを確認し、委員長、主査を補佐する現状の取り扱いとすることを了承した。

(5) 次回の開催日程について

第8回協議会は、平成26年1月16日（木）午後3時から開催することとなった。